

大館市再犯防止推進計画（案）

令和5年度～令和9年度
（2023年度～2027年度）

秋田県 大館市

令和5年（2023年）

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| | 1 計画策定の目的 | |
| | 2 計画の位置づけ | |
| | 3 計画期間 | |
| | 4 計画の対象者 | |
| 第2章 | 数値目標 | 2 |
| | 1 数値目標 | |
| | 2 参考数値 | |
| 第3章 | 取組方針と重点課題 | 4 |
| | 1 取組方針 | |
| | 2 重点課題 | |
| 第4章 | 取組の内容 | |
| | 1 就労と住居の確保による支援 | 4 |
| | (1) 就労に向けた相談・支援 | |
| | (2) 住居確保に対する支援 | |
| | 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援 | 6 |
| | (1) 高齢者や障害のある人への支援 | |
| | (2) 薬物に依存している人への支援 | |
| | 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進 | 8 |
| | 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 | 9 |
| | 用語・関係機関の説明 | 10 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年（2002年）をピークに年々減少しているものの、再犯者率は平成18年（2006年）の38.8%から令和元年（2019年）には48.8%と上昇しています。そのため、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ“再犯防止”が大きな課題として挙げられるようになりました。

このような現状を踏まえ、平成28年（2016年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国では平成29年（2017年）に「再犯防止推進計画」を、県では令和2年（2020年）に「秋田県再犯防止推進計画」を策定しました。

そこで、本市においても「大館市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するために必要な社会資源を整理・活用した支援を実施しつつ、再犯を防止することで市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

4 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）とします。

第2章 数値目標

1 数値目標

国や秋田県の数値目標を参考に、大館警察署における令和2年（2020年）の刑法犯検挙者中の再犯者数を指標として、令和9年度（2027年度）の計画終了年頃までに、20%以上の減少を目指します。

| 指標名 | 現状 (令和2年) | 目標 (令和9年) |
|------------------|--------------|--------------|
| 刑法犯検挙者中の 再犯者数 | 30人 | 24人 |

2 参考数値

【 刑法犯の検挙者数の推移 】

秋田県警察 (単位：人)

| | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙者数 | 1,199 | 1,120 | 925 | 959 |
| うち) 再犯者数 | 601 | 554 | 480 | 472 |
| 検挙者数に占める 再犯者率 | 50.1% | 49.5% | 51.9% | 49.2% |

大館警察署 (単位：人)

| | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙者数 | 102 | 96 | 72 | 65 |
| うち) 再犯者数 | 53 | 44 | 39 | 30 |
| 検挙者数に占める 再犯者率 | 52.0% | 45.8% | 54.2% | 46.2% |

仙台矯正管区更生支援企画課提供データを基に作成

【大館警察署における犯罪統計データ（令和2年）】

1) 初犯・再犯 検挙人数統計（少年を除く）

| | 総数 (うち女性) | | 初犯者 (うち女性) | | 再犯者 (うち女性) | |
|---------|-----------|----|------------|----|------------|---|
| | | | | | | |
| 刑法犯総数 | 65 | 21 | 35 | 13 | 30 | 8 |
| うち) 凶悪犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち) 粗暴犯 | 6 | 3 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| うち) 窃盗犯 | 51 | 15 | 26 | 8 | 25 | 7 |
| うち) 知能犯 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| うち) 風俗犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2) 犯行時の年齢 検挙人数統計（少年を除く）

| | 総数 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 刑法犯総数 | 65 | 6 | 9 | 10 | 10 | 9 |
| うち) 凶悪犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち) 粗暴犯 | 6 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| うち) 窃盗犯 | 51 | 5 | 6 | 7 | 7 | 6 | 20 |
| うち) 知能犯 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| うち) 風俗犯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3) 犯行時の職業別 検挙人数統計（少年を除く）

| | 総数 | 有職者 | 無職 (学生・生徒等) | |
|---------|----|-----|-------------|---|
| | | | | |
| 刑法犯総数 | 65 | 34 | 31 | 0 |
| うち) 凶悪犯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち) 粗暴犯 | 6 | 3 | 3 | 0 |
| うち) 窃盗犯 | 51 | 26 | 25 | 0 |
| うち) 知能犯 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| うち) 風俗犯 | 0 | 0 | 0 | 0 |

仙台矯正管区更生支援企画課提供データを基に作成

第3章 取組方針と重点課題

1 取組方針

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居・居場所がない、高齢で身よりがいい、障害を抱えている、薬物やアルコール等に依存しているなど、様々な課題を抱え支援を必要とするかたがいます。

そのため、国や県の計画および市の現状を踏まえ、支援を必要とするかたに必要な行政サービス等が提供できるような取組を展開します。

2 重点課題

取組方針に基づき、次の4項目の重点課題に取り組みます。

- 1 就労と住居の確保による支援
- 2 保健医療・福祉サービスの提供による支援
- 3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
- 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第4章 取組の内容

1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労に向けた相談・支援

【現状と課題】

本市では、ハローワーク求人情報を市ホームページに掲載し情報提供している他、ハローワークと市の連携により、活 job おおだてを本庁舎内に設置し、就労支援を行っています。

しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には、障がいを抱えていて、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

【主な取組】

| 項 目 | 内 容 | 担当部署 |
|-----------------------|--|------|
| 求人情報の提供 | ハローワーク求人情報について、市ホームページに掲載し情報提供します。 | 商工課 |
| 生活困窮者自立支援制度による支援 | ハローワークとの連携により、生活困窮者・生活保護受給者の求職支援をします。 | 福祉課 |
| 活 job おおだて (本庁舎3階) | ハローワーク・市の連携により設置する就労支援窓口です。職業相談・紹介機能といった就労支援を行います。 | 商工課 |
| 大館市資格取得支援事業 | 仕事に役立つ資格を取得する際の経費の2分の1（1人最大10万円）を支援します。 | 商工課 |
| 障がいのあるかたの就労支援 | 障がいのあるかたの就労支援を行います。 (委託先：秋田県北障害者就業・生活支援センター) | 福祉課 |
| 内職の斡旋 | 登録制で内職を紹介します。 例) 衣類のまとめ作業、山芋の皮むき | 商工課 |

(2) 住居確保に対する支援

【現状と課題】

本市では、公営住宅の募集を広報やホームページを通じて情報提供しており、公平な入居機会が確保できるよう体制を整えています。

全国的にみると、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではありません。

【主な取組】

| 項 目 | 内 容 | 担当部署 |
|--------------|---|-------|
| 公営住宅での受け入れ等 | 公営住宅の募集状況などについて、市広報紙“広報おおだて”やホームページなどで情報提供します。 | 都市計画課 |
| 生活保護制度（住宅扶助） | 生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。 | 福祉課 |
| 住居確保給付金 | 離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるかたに対して住居確保給付金を支給し、住居確保に関する支援を行います。 | 福祉課 |

2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がいのあるかたへの支援

【現状と課題】

本市では、高齢者や障がいのあるかたについて、保健医療・福祉サービスが必要と認められる場合、福祉サービスが円滑に利用できるように取り組んでいます。

高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、極めて短期間で再犯に至っている他、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど、適切な支援に繋げることが大切です。

【主な取組】

| 項 目 | 内 容 | 担当部署 |
|-------------|--|---------------------|
| 高齢者の相談 | 高齢者等に関する総合相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。必要に応じて継続的に支援をします。 | 地域包括支援センター (長寿課) |
| 障がいのあるかたの相談 | 障がいのあるかた等に関する総合相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。必要に応じて継続的に支援をします。 | 基幹相談支援センター (福祉課) |

| | | |
|-------------|---|------------------------------|
| こころの相談 | 臨床心理士や専門の相談員が、心の悩みをもつかたや心の病気のかたの対応にお困りのかたの面談相談を行います。 | メンタルヘルス相談室 (健康課) |
| 成年後見制度の利用促進 | 認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なかたが、手続きや金銭管理など地域において自立した生活が送れるよう成年後見制度の利用促進を図ります。 | 成年後見支援センター (長寿課) (福祉課) |
| 福祉全般の相談 | 市内各地の地域包括支援センターに“福祉まるごと相談室”を併設し、住民に身近な福祉の相談窓口として福祉全般の相談を受け付けます。 | 福祉課 |

(2) 薬物等に依存しているかたへの支援

【現状と課題】

本市では、薬物依存の治療を受けた際の治療費の負担軽減を、また、県では薬物乱用防止教室を行い、普及啓発に取り組んでいます。

再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる信じ、病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

| 項 目 | 内 容 | 担当部署 |
|---------------|--|------------------|
| 薬物依存に関する治療・支援 | 申請に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・薬代・訪問看護などの医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。(自立支援医療制度) | 福祉課 |
| 薬物乱用防止教室 | 児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるようになることを目標に開催します。 | 秋田県 教育庁 保健体育課 |

3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

【現状と課題】

本市では、子どもに関する相談窓口を設置している他、学習支援を中心とした修学支援を実施しています。

近年は、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後に高等学校へ進学していません。小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や非行等に至った児童・生徒のための支援等が重要です。

【主な取組】

| 項目 | 内容 | 担当部署 |
|------------------|---|------------------|
| 子ども家庭総合支援拠点ほっと | 子ども支援の専門性を持った機関であり、子どもや家庭の相談に対応します。 | 子ども課 |
| 薬物乱用防止教室 (再掲) | 児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるようになることを目標に開催します。 | 秋田県 教育庁 保健体育課 |
| 子どもの学習・生活支援事業 | 生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、学習支援を行うほか、進路や生活に関する相談活動を行います。 | 福祉課 |

4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

本市では、「社会を明るくする運動」など犯罪防止に向けた活動を支援しています。

しかし、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないなどの課題があります。

【主な取組】

| 項 目 | 内 容 | 担当部署 |
|-----------------|---|---------|
| 「社会を明るくする運動」の推進 | 法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の強調月間と再犯防止啓発月間、内閣府が主唱する“青少年の非行・被害防止全国強調月間”に呼応して、大館地区推進委員会（実行委員会）を組織し、青少年を非行や犯罪から守り、心身ともに健やかでたくましく成長できる明るい社会づくりを推進するため、7月に「青少年を非行から守る市民のつどい」を開催します。 | 生涯学習課 |
| 保護司の活動 | 地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した者や非行に走った者たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど重要な役割を担っています。また、保護司や保護司会が地域で更生保護活動を行うための拠点である「大館地区更生保護サポートセンター」について、同センターの設置場所や運営等に関する協力や支援を行います。 | 大館保護司会 |
| 更生保護女性会の活動 | 大館地区更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、保護司や他のボランティア団体等と連携するなどしながら社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動等を行います。 | 更生保護女性会 |

| | | |
|------------------------|--|------------|
| <p>保護司の担い手確保に関する支援</p> | <p>保護司の担い手確保を支援するため、大館地区保護司会や秋田保護観察所の取り組みに協力します。</p> <p>※参考；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大館地区保護司会の保護司充足率 82.5% (R4.11.1 現在) ・定員57名に対し、現員47名であり、欠員10名である。 | <p>福祉課</p> |
| <p>民間協力者に対する表彰</p> | <p>民間協力者(保護司や更生保護女性会員等)による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者を、“安全安心なまちづくり関係功労者表彰候補者”として推薦します。</p> | <p>福祉課</p> |

用語・関係機関の説明

き)

○起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないもの。

○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指す。県内には、秋田刑務所及び秋田少年鑑別所がある。

け)

○刑法犯

刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

○刑務所

主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設のこと。

こ)

○更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。また、保護司等とともに社会を明るくする運動や再犯防止啓発活動等を行っています。

し)

○執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。省令により、要配慮者には「保護観察対象者等」が含まれる。

○少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受けることとされた者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設のこと。

東北では、盛岡少年院及び東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。

せ)

○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

は)

○罰金・科料

一万円以上（罰金）又は千円以上一万円未満（科料）の納付を科される刑罰。「科料」は行政罰の「過料」とは異なる。

ひ)

○非行少年

次の3つに区分される者を指す。

(1) 犯罪少年：14歳以上で罪を犯した少年。

(2) 触法少年：14歳未満で犯罪行為をした少年—14歳未満の少年については刑事責任を問わない。

(3) ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年。

ほ)

○保護司

矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。